

特定施設・団体等との随意契約一覧

1. 契約締結前の公表事項（事前公表）

事業名称	事業場所	事業（契約）の内容	契約の相手方の決定方法又は選定基準	申請方法	この事業に対する連絡先
名護市高齢者家事お助け隊（訪問型サービスA）事業委託	名護市内対象者宅	利用者の居宅に生活支援員を派遣し、次に掲げるもののうち必要なサービスを提供する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 名護市、国、その他自治体と同種の契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること	1. 見積書提出 提出期限：令和6年3月29日（金曜） 提出先：名護市福祉部介護長寿課高齢福祉係	担当：福祉部介護長寿課高齢福祉係 電話：0980-52-1212（内線134）

2. 契約締結後の公表事項（事後公表）

契約の相手方	契約締結日	契約金額	契約の相手方とした理由
名護市大中2丁目12-1 公益社団法人名護市シルバー人材センター 理事長 平良 栄辰	令和6年4月1日	事務経費：430,000円（月額） サービス料単価：1,160円（1件） ※ 10月9日から1,230円	選定基準を満たしているものが当該団体のみであるため。 ・地方自治法第167条の2第1項第3号に規定する団体（シルバー人材センター）であるため。 ・高齢者の雇用機会の確保を図るため。